

令和3年1月7日

加古川市報道資料

## 市内中学校における自死事案について

はじめに、お亡くなりになった生徒の方に心より哀悼の意を表します。

これまで、教育委員会及び学校は、いじめにより当該生徒が自死に至ったという第三者委員会の評価・判断を真摯に受け止め、これを前提に対応を行って参りました。対応にあたった各職員は、当該生徒が学校教育を受ける中でいじめに遭い、尊い命が失われたことの重みを常に念頭に置いてきたものです

しかしながら一方、法的責任の有無という点については、市教委が行った調査から得られた事実および過去の裁判例等に照らせば、これを否定せざるを得ないとの判断から、法的責任については認めることができませんでした。ご遺族代理人弁護士からの申出に基づき、解決に向けて様々なお話し合いをさせて頂きましたが、合意に至らずこの度ご遺族からの訴訟提起に至ったものです。報道では、市教委が法的責任はないとの考えに固執した姿勢が「命を軽視している」との指摘がなされていますが、法的責任を否定したからといって当該生徒の命を軽視しているものではないことは、ご理解頂きたく存じます。

この度報道されている、部活動の顧問・副顧問によるメモの破棄につきまして、報道されている事実関係につきましては市教委においてもすでに調査済みで、音声データについても把握しております。当該事実の評価につきましては必ずしも報道のとおりとは考えておりませんが、その点につきましては今後裁判の中で市教委としての評価を明らかにしていきたいと考えております。

市教委としては、顧問・担任教諭らとご遺族およびその代理人弁護士との直接面談の場を設けるなど、真相を知りたいというご遺族に可能な限り協力し、ご遺族に御意見頂きながら再発防止に向けて考え得る限りの施策を行って参りました。第三者委員会の調査報告書についても、ご遺族の意向に添い、開示する範囲を決めさせていただいたものです。訴訟においては心ならずもご遺族と相手方当事者となりましたが、法的責任の有無については立場が異なっても、当該生徒の死を

重く受け止め、再発防止に向けて引き続きご遺族と協力していきたいという意向には変わりがないことを、この場を借りて申し述べさせていただきます。

なお、教育委員会が認識している事実関係、見解については、今後、裁判の中で明らかにさせていただきますので、当該訴訟に関わる個別のお問い合わせにはお答えできないことをご理解たまわれますようお願い申し上げます。